

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第一四号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、児童扶養手当等の額が特例措置により一・七%かさ上げされていることから、このかさ上げ分の今後の取扱いについて定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、平成十七年度以降の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に関する医療特別手当等について、児童扶養手当法等の規定どおりに計算した手当の額が、特例額(平成十六年度の額。ただし、消費者物価が下落した場合には平成十六年度の額から下落分を減額した額。)に満たない場合には、特例額を当該手当の額とする。

二、この法律は、平成十七年四月一日から施行する。